和泉市産業振興プラザ条例の一部改正について(概要)

環境產業部產業振興室

1 主な改正の理由

和泉市産業振興プラザは、北館と南館からなり、北館はJSTイノベーションプラザ大阪(独立行政法人科学技術振興機構所有)から本市が10年間の機能継承を条件に、無償で譲り受けたものである。

令和4年度末において、その機能継承の条件を満了するが、近年の産業構造の変化により、様々な業種に対して、地域経済の発展や新産業の発掘など、産業の情報発信施設としての役割がより一層求められているところである。

そこで、産業振興に係るノウハウとネットワークを有する和泉商工会議所に対して、JSTイノベーションプラザ大阪の機能を引き続き継承し、さらなる拡充を図る必要がある。

以上のことから指定管理料や大規模改修費用の削減を図るとともに、JSTイノベーションプラザ大阪の機能を維持し、より効果的な事業展開を図るために産業振興プラザ北館を和泉商工会議所に無償譲渡するに当たり、規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 産業振興プラザ北館の無償譲渡に伴う規定整備

第1条、第3条、第4条、第12条、第19条及び別表において、北館に係る 規定を削除する。

(2) 事業内容の見直し

第2条において、事業内容に係る規定を改正する。

3 施行期日

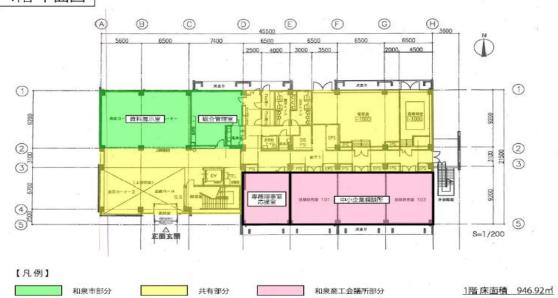
令和5年4月1日

4 今後のスケジュール

時 期		内 容				
令和4年度	11月	①庁議、②停止条件付財産無償譲渡契約締結、③仮協定締結				
	12月	【議案】①財産無償譲渡について				
		②指定管理者の指定について				
		③条例の一部改正について				
	3月	基本協定締結				
令和5年度	4月1日	引き渡し(商工会議所による旧北館の運営開始)				
		指定管理業務開始				

〔北館〕

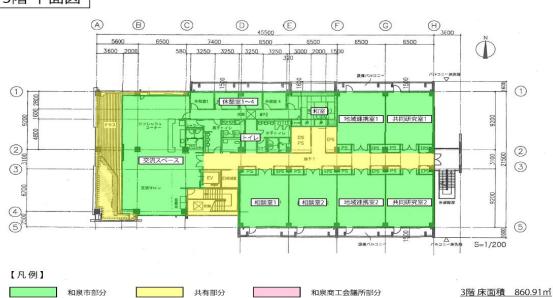
1階平面図



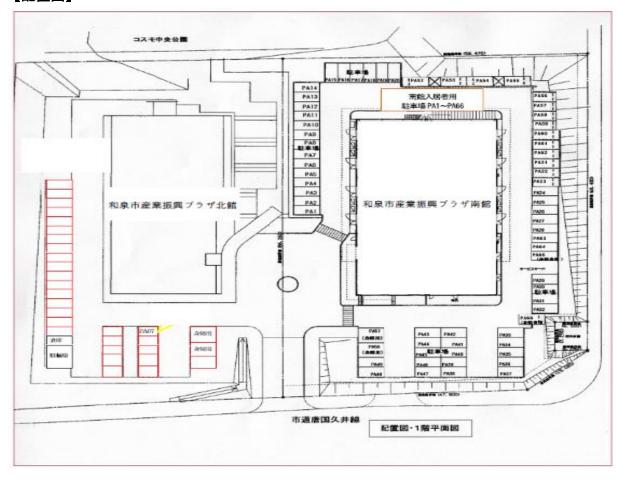
2階平面図



3階平面図



【配置図】



議案第号

和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例制定について

和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年11月25日提出

和泉市長 辻 宏康

理 由

和泉市産業振興プラザについて、指定管理料や大規模改修費用の削減を図るとともに、JSTイノベーションプラザ大阪の機能を維持し、より効果的な事業展開を図るために北館を和泉商工会議所に無償譲渡するに当たり、規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例(案)

和泉市産業振興プラザ条例(平成24年和泉市条例第43号)の一部を次のように改正する。 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧					
(設置)	(設置)					
第1条 ものづくりに携わる事業者に対して、事業実施場所の提供及	第1条 ものづくりに携わる事業者	「に対して、 <u>産学官連携による新産</u>				
び事業者育成等の支援を行うとともに、企業間の連携を促進するこ	業及び新ビジネスの研究開発並び	びに創業の場所を提供するととも				
とにより、産業振興及び地域経済の発展を図り、もって活力のある	に、地域資源を活かした事業創出	、経営革新、販路開拓等に向けた				
まちづくりに資するため、次のとおり和泉市産業振興プラザを設置	<u>支援を行う</u> ことにより、産業振興	及び地域経済の発展を図り、もっ				
する。	て活力のあるまちづくりに資する	ため、 <u>次の施設(以下「プラザ」</u>				
	<u>と総称する。)</u> を設置する。					
名称 和泉市産業振興プラザ	<u> </u>	位置				
位置 和泉市テクノステージ三丁目1番11号	和泉市産業振興プラザ北館(以	和泉市テクノステージ三丁目				
	下「北館」という。)	1番10号				
	和泉市産業振興プラザ南館(以	和泉市テクノステージ三丁目				
	下「南館」という。)	1番11号				
(事業)	(事業)					
第2条 和泉市産業振興プラザ(以下「プラザ」という。) は、前条	第2条 プラザは、前条の設置目的	を達成するため、次の事業を行う。				

	T
新	旧
の設置目的を達成するため、次の事業を行う。	
(1) 施設の貸与に関すること。	(1) 産学官連携による事業創出、経営革新、販路開拓等の支援に
(2) プラザを利用する者の福利厚生及び地域の企業の利便性向上	関すること。
に関すること。	(2)経営支援等に係る情報の収集及び提供に関すること。
(3) 事業者の育成支援に関すること。	(3) 創業支援に関すること。
(4) 企業間連携を支援すること。	(4) 企業間連携を支援すること。
(5) ものづくり事業に係る情報の収集及び提供に関すること。	(5) 施設の貸与に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必	(6) プラザを利用する者の福利厚生及び地域の企業の利便性向上
要な事業に関すること。	<u>に関すること。</u>
	(7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必
	要な事業に関すること。
(施設)	(施設)
第3条 前条の事業を実施するため、プラザに次の施設を置く。	第3条 前条の事業を実施するため、プラザに次の施設を置く。
(1) 試作開発室 (工場型・事務所型)	(1) 北館 地域の企業が大学、研究機関等と交流し、独自の技術開
(2) 共同利便施設	<u>発及び新産業のシーズを創出することを支援するための施設並</u>
<u>(3)多目的室</u>	びに地域の企業に各種の情報を提供するための施設
	ア 共同研究室
	<u>イ 相談室</u>
	ウ 資料展示室
	(2) 南館 地域の企業が新技術や新製品を研究、試作及び開発する

新	旧
	ための施設並びにプラザを利用する者及び地域の企業の共同利
	便施設
	ア 試作開発室(工場型・事務所型)
	<u>イ 共同利便施設</u>
2 略	2 略
(公募による申請)	(公募による申請)
第4条 試作開発室 (工場型・事務所型) 及び共同利便施設の利用の	第4条 共同研究室、試作開発室 (工場型・事務所型) 及び共同利便
申請は、公募によるものとする。ただし、市長が特に必要があると	施設の利用の申請は、公募によるものとする。ただし、市長が特に
認める場合は、この限りでない。	必要があると認める場合は、この限りでない。
(利用の許可)	(利用の許可)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 試作開発室(工場型・事務所型)の利用ができる者は、本市の産	3 試作開発室の利用ができる者は、本市の産業振興に寄与すること
業振興に寄与することが期待される事業を営もうとする者であっ	が期待される事業を営もうとする者であって、次の各号のいずれに
て、次の各号のいずれにも該当するものとする。	も該当するものとする。
(1)、(2)略	(1)、(2)略
4 略	4 略
(利用許可の期間等)	(利用許可の期間等)
第6条 略	第6条 略
2 前項の利用許可の期間又はこの項の規定により更新された利用	2 前項の利用許可の期間又はこの項の規定により更新された利用

新

許可の期間は、5年以内で更新することができる。この場合におい て、引き続くこととなる利用許可の期間は、10年を超えてはなら ない。ただし、利用期間終了後当該施設の利用者が他にない場合は、 5年を限度として延長することができる。

(利用料金等)

第12条 略

 $2 \sim 4$ 略

5 前項に規定する保証金は、利用者が試作開発室(工場型・事務所 5 前項に規定する保証金は、利用者が共同研究室、試作開発室若し 型)若しくは共同利便施設を退去し、又は駐車場を解約する際に、 無利子で還付する。ただし、未納の利用料金、第17条第2項に規 定する費用又は第18条に規定する損害賠償金があるときは、その 額を控除した額を還付する。

(報告等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、試作開発室(工場型・)第19条 市長は、必要があると認めるときは、共同研究室、試作開 事務所型)及び共同利便施設の利用者に対し、事業等の実施状況に 関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

別表(第5条、第12条関係)

	区分	利用料金(月	月額)	
		利用料分(1 ㎡当た	共益費分(1	保証金
施設名		り)	㎡当たり)	

旧

許可の期間は、5年以内で更新することができる。この場合におい て、引き続くこととなる利用許可の期間は、10年を超えてはなら ない。だだし、利用期間終了後当該施設の利用者が他にない場合は、 期間を設定し、延長を認めることができる。

(利用料金等)

第12条 略

 $2 \sim 4$ 略

くは共同利便施設を退去し、又は駐車場を解約する際に、無利子で 環付する。ただし、未納の利用料金、第17条第2項に規定する費 用又は第18条に規定する損害賠償金があるときは、その額を控除 した額を環付する。

(報告等)

発室及び共同利便施設の利用者に対し、事業等の実施状況に関する 報告を求め、又はその状況を調査することができる。

別表(第5条、第12条関係)

区约	利用料金()		
	利用料分(1 ㎡当た	共益費分(1	保証金
施設名	9)	㎡当たり)	

新					旧					
			指定管理者が市長		北館	共同研究室	1,	257円	=	指定管理者が市長
試作開発室(工場	1,676円	419円	の承認を得て定め		南館	試作開発室(工場	1,	676円	419円	の承認を得て定め
型) 1階			た利用料分(消費税			型) 1階				た利用料分(消費税
試作開発室(工場	1,362円	419円	及び地方消費税に			試作開発室(工場	1,	362円	419円	及び地方消費税に
型) 2階			相当する金額を除			型) 2階				相当する金額を除
試作開発室(事務	1,886円	419円	く。)の3か月分			試作開発室(事務	1,	886円	419円	く。)の3か月分
所型)						所型)				
共同利便施設	1,467円	419円				共同利便施設	1,	467円	419円	
駐車場(1台につ		5 5 0 0 TT	1.0.000			駐車場(1台につ			5 500 M	1.0.000
き)	,	5, 500円		10,000円		き)			5,500円	10,000円
備考略					備考	<u>. </u>				

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。